

2025年度 事業報告書

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 目的

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視、電気の安定供給のために必要な供給力確保の推進及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

2. 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 一般送配電事業者から災害時連携計画を受け取ったときは、検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑥ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。
- ⑦ 卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- ⑧ 認定整備等事業者に対し、認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。
- ⑨ ⑦⑧に掲げる業務を実施するため、広域系統整備計画を策定すること。
- ⑩ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑪ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑫ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑬ FIT・FIP交付金の交付、納付金の徴収を行うこと。
- ⑭ 交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理を行うこと。
- ⑮ ①～⑭に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- ⑯ ①～⑮に掲げる業務のほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- ⑰ 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- ⑱ F I T ・ F I Pの入札を実施すること。

3. 主たる事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

4. 会員の状況

2026年3月31日現在の会員数は、2、215事業者である。

(内訳) 一般送配電事業者：	10事業者
送電事業者：	3事業者
特定送配電事業者：	51事業者
小売電気事業者：	808事業者
登録特定送配電事業者：	39事業者
発電事業者：	1、414事業者
特定卸供給事業者：	142事業者

5. 役員の状況

2026年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	大山 力
理事	岸 敬也
理事	土方 教久
理事	高野 登志裕
理事	田山 幸彦
理事	榊谷 亨
監事（非常勤）	古城 春実
監事（非常勤）	千葉 彰

6. 評議員の状況

2026年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	山地 憲治	(公益財団法人 地球環境産業技術研究機構 理事長)
評議員	秋池 玲子	(ボストンコンサルティンググループ 日本共同代表)
評議員	伊藤 麻美	(日本電鍍工業株式会社 代表取締役)
評議員	牛窪 恭彦	(株式会社みずほ銀行 常務執行役員 リサーチ&コンサルティングユニット長兼CSuO)
評議員	江崎 浩	(東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授)

評議員	倉貫 浩一	(株式会社読売新聞 東京本社 編集委員)
評議員	曾我 美紀子	(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士)
評議員	高村 ゆかり	(東京大学 未来ビジョン研究センター 教授)
評議員	竹川 正記	(株式会社毎日新聞社 東京本社 論説委員)
評議員	原 郁子	(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会 理事・東日本支部支部長)
評議員	圓尾 雅則	(SMB C日興証券株式会社 グローバル・インベスト メント・バンキング マネージング・ディレクター)
評議員	柳川 範之	(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
評議員	山内 弘隆	(武蔵野大学 経営学部 特任教授・一橋大学 名誉教授)

7. 職員の状況

2026年3月31日現在の職員数は、246名である。

II. 2025年度における個別業務の実施状況

本機関は、法第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用等を推進するため、2025年度は次のとおり業務を実施した。

1. 全国の需給の的確な管理

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性も踏まえつつ、中長期から短期に至る全国の需給バランスを広域的に把握・評価し、供給力や調整力の確保を促進し、需給を管理・調整することにより、電力の安定供給を確実にかつ効率的に確保することはますます重要となる。そのため、電気事業者の供給計画の取りまとめ、容量市場や長期脱炭素電源オークションなど供給能力の確保を促進する取組の推進、需給調整市場の改善、広域的な需給対応の円滑化、供給力・調整力の管理方法の高度化等を進めた。具体的には、各業務を連携させながら、以下の取組を実施した。

1-1. 中長期的な需給動向の把握

(1) 供給計画を通じた需給管理

各電気事業者から提出される2026年度供給計画を取りまとめ、「中長期的な供給力確保の懸念」「電源補修計画の調整の在り方の検討」「系統用蓄電池の導入拡大に伴う運用及び接続ルール整備」に関する意見を付して、2026年3月30日に経済産業大臣に送付した。なお、取りまとめにあたっては、2026年度供給計画から各月前半・後半に細分化し、端境期を含め、需要想定及び需給バランス評価を一層詳細に行う等、供給力管理の高度化に取り組んだ。

需要想定については、2026年度の供給計画の取りまとめに向け、2025年11月5日に需要想定要領の変更、2025年11月26日に需要想定的前提となる経済見通し、2026年1月21日に全国及び供給区域ごとの需要想定を公表した。なお、データセンター及び半導体工場の新增設による大規模な電力需要は、2024年度に公表した想定より、主にデータセンター事業者の計画後ろ倒し等が見られるが、長期的にはさらに増加していることを確認した。また、スマートメーターのデータについて、主に、最大需要電力想定への活用に向けデータの集約及び分析を行い、データ蓄積を継続した。

供給力等については、供給計画やその見直しを通じた需給バランスの評価に基づき、2026年度の供給能力の確保に向け、以下の取組を実施した。

- ・2025年9月時点において、東京エリアで年間EUE（年間における供給力不足の電力量の期待値）の基準値を超過していたため、個別電源単位の詳細情報も活用し、6・7・8月を中心に補修時期の調整に取り組んだ。
- ・2026年度供給計画の取りまとめ時点において、2026年度は東京エリアのみ年間EUEが目標停電量を超過したが、kW公募により改善する見込みとなる。2027年度は全てのエリアで年間EUEが目標停電量以内となったが、需給状況を見極めた上で必要に応じて需給対策を検討していくこととした。
- ・2028年度以降も、電源の休廃止や補修停止等により目標停電量を超過するエリアがあることを確認した。電源動向を注視し供給力を精査するとともに、需給対策が必要な場合は国や事業者と連携して対応していくこととした。

（2）将来の需給管理の複数シナリオの検討

2025年度は、将来の電力需給バランスに関するシナリオ検討を実施した上で、その結果についてとりまとめ、2025年7月に報告書として公表した。公表後には、シナリオ活用を促進する取組も行い、また下期には、本報告書において今後の課題として提示されていたエリア別検討も行うなど、具体的には以下の取組を実施した。

- ・需要・供給力それぞれについて一定の幅を持った複数の「モデルケース」を設定し、その裏付けとなる設定根拠を合わせて提示。需要・供給力のモデルケースを組み合わせ、合計20個の需給バランスの「モデルシナリオ」を策定し、報告書として公表した。
- ・策定したモデルシナリオ毎にkW（電力）およびkWh（電力量）バランスを評価した結果、16のモデルシナリオで供給力不足になることを提示した。
- ・本報告書公表後、同報告書について、メディアからの取材に対応するとともに、主要な事業者への説明会を実施するなどのシナリオ活用を促進する取組を実施した。
- ・本報告書において、エリア別の検討や長期的な調整力確保状況の確認等が今後の課題として提示されており、2025年度下期には、主にエリア別の需要・供給力の配分について検討を行った。
- ・本検討については、シナリオの策定後も3～5年毎に見直すことを基本とし、それまでの間は前提条件等の変化を定期的に観測することとした。そのうえで、2026年度の詳細な定期観測に向けて、シナリオ策定時に想定した環境からの顕著な変化の有無を供給計画

の需要想定から確認する等、簡易的な分析を実施した。

1－2．供給力の確保を促進する取組

(1) 容量市場、長期脱炭素電源オークション

電力の安定供給に必要な供給能力の確実かつ効率的な確保を促進する容量市場を適切に運営した。

実需給4年前のメインオークション、実需給1年前の追加オークション及び長期脱炭素電源オークションの実施に加え、実効性テストや容量停止計画調整等の実需給期間前業務、さらにはリクワイアメント・アセスメントや請求・交付等の実需給期間業務といった一連の業務の流れを、円滑、確実かつ安定的に継続するとともに、制度設計の点検や関連する他の制度改正等との整合性を取る対応についても、継続して実施した。

具体的には、以下の取組を実施した。

- ・これまで開催したメインオークション・追加オークションの実施状況及びその結果並びに実需給前・実需給期間中の各運營業務の実施状況を踏まえて、容量市場が効果的に機能しているかを長期的な視点で包括的に検証した。検証に当たっては、制度導入が先行する諸外国の先行事例等も参考にしつつ、関係者から容量市場の将来に向けた気づきやアイデア等を募る方法として「Call for Evidence」を実施した上で、検証結果をとりまとめ公表した。また、今回の検証作業を踏まえつつ、国と連携して必要な制度上の論点についても検討を進めた。
- ・2025年度に予定していた各オークションや実需給期間前業務、実需給期間業務を円滑かつ確実に遂行した。また、複数年度のオークション関連業務や契約管理業務、実需給期間業務等、業務が集中するため、外部リソースの活用を含めた運営体制の見直し・強化や業務運営の効率化にも取り組んだ。
- ・容量市場に係る取引に関して、小売電気事業者として納入が必要な容量拠出金を滞納した事業者と、容量提供事業者として納入が必要な経済的ペナルティを滞納した事業者が確認されたため、前者には名称公表や勧告を行った上で制裁を科し、後者には勧告を行うなど、ルールに基づき厳正に対処した。
- ・長期脱炭素電源オークションについて、制度変更も踏まえ、オークション業務、制度適用期間前及び制度適用期間中業務の実施に向けた業務詳細設計及び体制整備の検討を行った。
- ・市場ルール変更や業務運営方法の改善等を踏まえた、容量市場システムや約定処理ツール等の各種システム及びツールの機能追加等を行った。
- ・容量市場について、引き続き、発電事業者、小売電気事業者及び一般送配電事業者等に対して、制度内容や各事業者が求められる対応について周知することで理解を促進し、一般向けにも制度の意義や必要性を丁寧に解説する形で、情報発信を行った。

(2) 予備電源制度（電源入札等）の検討・実施

予備電源の初回募集結果を踏まえた国の審議会における制度詳細設計の見直し議論を念頭に、基本要件や募集要項・契約約款等を作成し、事業者向け説明会を開催した上で、2025年8月に2回目募集を開始し、2026年3月に落札電源の決定・公表を行った。併せて、

予備電源維持運用者の選定に係る評価委員会の実施や、契約管理・アセスメント対応等の契約決定から調達以降の業務設計を実施した。

その他の電源入札等に関しては、2026年度供給計画の取りまとめ時点において、東京エリアのみ年間EUEが目標停電量を超過したが、kW公募により改善する見込みであること、夏季・冬季を通じて厳気象H1需要に対する予備率が3%以上となることなどが確認できたため、実施の判断に至らなかった。

1－3．調整力等の確保の取組

(1) 必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討

日々の安定供給に必要となる適正な供給予備力の確保、周波数制御のための調整力の確保及び再生可能エネルギーの主力電源化に向けた技術的課題等について、地内基幹系統における系統混雑の発生や老朽電源の休廃止の増加といった需給動向なども踏まえ、必要な検討を行い、以下のとおり整理した。

① 供給力予備力の適正な確保量の算定方法について

- ・供給信頼度評価における現状のEUE算定ツールを改修することで2027年度より必要供給力を月の前後半に分けて算出することができることを確認するとともに、ツール改修までの暫定対応についてもあわせて整理した。
- ・供給信頼度評価におけるEUE算定向け計画外停止率について、2022年度～2024年度の実績により見直すことを整理した。また、今般の需給ひっ迫等で補修停止計画調整が発生している状況や年間計画停止量が増加傾向であることを踏まえ、年間計画停止可能量及び追加設備量を増やす見直しを整理した。

② 系統混雑を前提とした供給信頼度評価手法の確立について

国際的に活用されている統合エネルギー最適化シミュレーションソフトウェア（PLEXOS）を系統混雑に対応した評価ツールとして活用する可能性について2024年度に引き続き検証を実施した結果、停電量を算定する指標値計算は実施可能であることを整理し、供給力を算定する収束計算は解決困難な課題があると整理した。収束計算が困難であることも踏まえた対応については、2026年度に検討を継続することとした。

③ 調整力の適正な確保について

一般送配電事業者による調整力の調達が、需給調整市場における商品区分ごとの必要量と設備量から充足状況の確認を広域運用も考慮の上で行った。その結果、2025年度の必要量に対して設備量が充足していることを確認した。

また系統混雑を踏まえた当面の需給運用として、混雑で制限される供給力を控除して予備率算定を行うこと、追加供給力対策は基本的には非混雑系統のみで行うこと、本機関による融通指示は地内系統混雑に応じて送電エリアを指定して実施することなどの整理をした。

④ 沖縄エリアの公募必要量等の検討について

調整力公募が継続する沖縄エリアについて、電源I-a（ガバナフリー（GF）機能）、電源I-a（負荷周波数制御（LFC）機能）、電源I-b、電源I'の公募必要量をそれぞれ整理した。また、公募の結果、必要な量の調整力が適切に確保されていることを確認した。

⑤ 中長期における調整力の充足状況の確認について

2024年度に整理した再生可能エネルギーの導入拡大を踏まえた中長期での調整力の必要量の計算方法にて、中長期（2028年度・2034年度）の調整力設備状況が全てのエリアにおいて充足する見通しであることを確認した。

⑥ 広域予備率（シグナル）に関する検討について

電力の安定供給を維持するために発電事業者、小売事業者及び一般の需要家等のステークホルダーに対し、どのようなシグナルを示すべきか検討を行い、小売事業者に対して広域予備率に加えて新たなシグナルとして、小売事業者の調達量と一般送配電事業者の想定需要の差分を一般送配電事業者の想定需要で割った「過不足率」を示すことを整理した。詳細な算出方法や導入時期、インバランス料金との関係については、継続議論とした。

⑦ 慣性力の適正な確保について

2024年度に整理を行った系統事故時に電源が運転を継続する機能・性能(FRT)要件の見直し案について、一般送配電事業者及び日本電機工業会（JEMA）と検討を実施した。その結果、現状では見直し案の実現は技術的に困難であるとの見通しを得たことから、新たに技術開発を行うことも考慮に入れた上で、2050年に向けた対応について、2026年度も引き続き検討を継続することとした。

（2）需給調整市場の検討

再生可能エネルギーの主力電源化を進める上で一層重要となる調整力を広域的かつ効率的に調達するプラットフォームである需給調整市場は、2024年度から全商品の調達・運用を開始した。一方で、応札量や価格などの課題に対し、より良い需給調整市場の実現に向けて、「需給調整市場検討小委員会」及び「調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会」での審議・検討を経て、以下のとおり対応を整理した。

① 需給調整市場における応札不足への対応

市場外調整力や緊急融通制御装置（EPPS）動作量を期待した募集量控除に加え、全商品の前日取引化をはじめとする2026年度の制度変更を踏まえた応札量の見通しについて整理した。

② 需給調整市場における残課題への対応

2026年度からの週間商品の前日取引化や機器個別計測、低圧リソースの導入に向けた対応について整理するとともに、将来の変動性再生可能エネルギーの調整力活用方法について検討した。

③ 三次調整力②に関する検証及び調達量低減に向けた取組

2025年度の三次調整力②の調達量の妥当性に関する検証及び2026年度の三次調整力②の必要量の事前評価を行うとともに、必要量の適正化に向け、現行の必要量算定手法である信頼度階級予測に加えて、信頼区間幅予測を併用した手法について検討した。

④ 系統混雑を考慮した調整力調達の考え方

系統混雑が不特定多数の箇所で発生するフェーズにおける調整力確保に関して、潮流変動（フリンジ）での対応方法について検討した。

(3) 同時市場の検討

現在、電力の効率的・安定的な調達について、卸電力市場や需給調整市場における取引の最適化に係る課題、一般送配電事業者における需給運用上の課題、発電事業者の電源運用や小売電気事業者の電気の調達における課題が顕在化している。これらの課題は、将来的な変動性再生可能エネルギーの増加に伴い、更に拡大することが想定される。その解決策として、発電機の特性を考慮しつつ、 ΔkW と kWh を同時に約定する同時市場の実現に向けた検討を国と連携しながら進めた。

2025年度は、国と共同開催する「同時市場の在り方等に関する検討会」にて、前日断面の市場（前日同時市場）とそれ以降の断面（時間前同時市場）における電源態勢、精算の仕組み等について論点整理や課題検討を行い、10月に「第二次中間とりまとめ」を公表した。

また、電源起動及び出力配分ロジックについては、高度な計算が必要となることから、専門家を集めた第三者検証体制にて、その実現性及び妥当性の検証を行い、「電源起動・出力配分ロジックの技術検証（検証A）の 第二次中間取りまとめ」を公表した。さらに、同時市場における市場価格の平均値やボラティリティを確認するため、限界費用、平均費用及び ΔkW を考慮した価格等、複数の価格算定方法の比較検証が行われ、「同時市場における価格算定方法の検証（検証B）の 第二次中間取りまとめ」を公表した。

今後、同時市場の導入に向けたロードマップに沿って、国と連携しつつ更に本格的に検討を深めていくこととした。

1－4．需給監視及び安定供給確保の実現

(1) 夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認

【電力需給検証】

電力需給検証については、電気事業者が保有する供給力と一般送配電事業者の需要予測に基づき夏季及び冬季を対象として行い、全国で電力の安定供給が確保できる見通しであることを確認した。

また、至近年の夏季では、早期梅雨明けや残暑継続の影響など、7月前半や9月後半にも作業調整、発動指令電源の発動といった需給の厳しい状況が継続したこともあり、2026年度からの各月前半・後半に細分化したバランスでの検証に向けて準備を進めた。

【電力需給モニタリング】

電力需給対策に万全を期すため、2025年5月23日開催の「第1回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会」及び2025年10月31日開催の「第3回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会」で整理された夏季・冬季の電力需給対策に基づき、電力需給モニタリングを kW （電力）及び kWh （電力量）の両面で実施した。 kWh モニタリングの実施にあたっては、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と相互の情報交換を定期的に行うとともに、国際的なエネルギー情報配信メディアを活用し、国内外の燃料情勢の動向の情報収集も実施しながら、燃料ひっ迫の状況に陥っていないかを確認した。

また、春季・秋季の需要端境期についても、週間計画から翌日計画にかけて追加起動可能な電源等の余力を確認することで需給ひっ迫リスクを評価した。

(2) 会員の需給状況に関する監視・管理

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所等と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。事業者の計画値同時同量に関する計画について、計画内及び複数の計画間の整合性を広域機関システム等にて確認し、エラーがある場合には、計画提出者に対して修正及び再提出を求めた。また、計画と実績の差（インバランス）の発生状況を事業者毎に毎月監視し、多量のインバランスを繰り返して発生させている事業者に対しては、注意喚起やヒアリング（計51事業者）を行い、改善を求めた。

(3) 需給状況が悪化した場合等の会員への指示等

2024年度から本格化させた広域予備率に基づく需給運用において、2024年度冬季から開始した調整力の調達未達による予備率低下対策として今後の対応見込み分を追加計上する等の暫定運用の継続並びに2025年度からの翌々日計画の48点化に的確に対応した。その中で、週間・翌々日計画公表時における「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」、翌日・当日計画公表時における「広域予備率低下に伴う供給力提供通知」を発信した場合には、実需給に至るまでの事業者の計画や広域予備率を特に注視するとともに、広域予備率が十分に改善せず需給状況が厳しくなる場合には、一般送配電事業者と協調して追加供給力対策を実施するなど必要な対応を行い、安定供給を確保した。

【電力需給悪化に伴う融通指示】

想定以上の高気温に伴う需要増加や再生可能エネルギーの出力減少、電源トラブル等に伴い当該エリアの供給力が不足し、広域的な融通を行わなければ、電力需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがあったため、以下のとおり、一般送配電事業者に対して電力を受電する指示を合計32回行った。

① 中国電力ネットワーク

6月17日：最大30万kW（電源トラブルに伴う供給力不足）指示回数1回

② 関西電力送配電

7月1日：最大149万kW（想定以上の高気温に伴う需要増加）指示回数2回

③ 北海道電力ネットワーク

7月2日：最大5万kW（電源トラブルに伴う供給力不足）指示回数1回

④ 九州電力送配電

8月1日：最大40万kW（想定以上の高気温に伴う需要増加）指示回数1回

⑤ 九州電力送配電

8月2日：最大40万kW（想定以上の高気温に伴う需要増加）指示回数1回

⑥ 中部電力パワーグリッド

9月3日：最大24万kW（太陽光発電の出力減少および電源トラブルに伴う供給力不

足) 指示回数1回

⑦ 関西電力送配電

9月17日: 最大82万kW (想定以上の高気温に伴う需要増加) 指示回数1回

⑧ 関西電力送配電

10月3日: 最大24万kW (想定以上の供給力減少) 指示回数2回

⑨ 関西電力送配電

10月8日: 最大51万kW (想定以上の供給力減少又は想定以上の高気温に伴う需要増加) 指示回数6回

⑩ 関西電力送配電

10月15日: 最大15万kW (想定以上の供給力減少) 指示回数1回

⑪ 関西電力送配電

11月5日: 最大110万kW (天候悪化に伴う想定以上の需要増加、揚発水位制約による供給力減少) 指示回数2回

⑫ 関西電力送配電

11月6日: 最大47万kW (発電所作業に伴う供給力減少) 指示回数1回

⑬ 北海道電力ネットワーク

11月17日: 最大17万kW (電源トラブル及び風力発電の出力減少に伴う供給力不足) 指示回数1回

⑭ 関西電力送配電

11月17日: 最大32万kW (発電所作業に伴う供給力減少) 指示回数1回

⑮ 東北電力ネットワーク

2月3日: 最大76万kW (電源トラブルに伴う供給力不足) 指示回数1回

⑯ 北海道電力ネットワーク

2月8日: 最大9万kW (想定以上の降雪に伴う需要増加) 指示回数2回

⑰ 東北電力ネットワーク

2月9日: 最大46.3万kW (天候悪化に伴う想定以上の需要増加) 指示回数2回

⑱ 北海道電力ネットワーク

2月15日: 最大8万kW (想定以上の低気温に伴う需要増加) 指示回数3回

⑲ 関西電力送配電

3月13日: 最大57万kW (天候悪化に伴う想定以上の需要増加) 指示回数1回

⑳ 北海道電力ネットワーク

3月19日: 最大6万kW (風力発電の出力減少に伴う供給力不足) 指示回数1回

【作業停止計画調整】

2025年9月には需給状況の悪化のおそれを受けて、計4日の電源の補修計画の変更を要請するなど、国や一般送配電事業者と連携して供給力確保に資する取り組みを実施した。

【広域予備率による需給運用における課題への対応】

2024年度からの下記需給運用に関する課題および暫定対策について、2025年11月26日開催の「第113回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」にて、以下の

とおり整理した。

<課題>

- ① 予備率算定の考え方：調整力の調達未達による広域予備率低下
- ② 揚水発電の余力活用：揚水発電の余力範囲の影響によって、一般送配電事業者が調整力を確保できないこと及び予備率低下
- ③ 市場シグナルの実効性：適切な電源起動等を担保する仕組みや、小売電気事業者が計画値同時同量制度に対応することへの影響
- ④ 追加供給力対策の実施順位：安定供給、小売電気事業者が計画値同時同量制度に対応するインセンティブ、追加対策の経済合理性を考慮した発動判定基準の見直し可否

<暫定対策>

- ① 市場取引前の三次調整力②や余力活用での対応見込み分を含めた調整力必要量の供給力への計上
 - ② 調整力不足時の対応策として揚水発電の一時的な運用主体変更の実施と供給力への計上
 - ④ 揚水発電の運用切替・余力活用電源の追加起動の実施基準を広域予備率8%未満に、発動指令電源の発動・オーバーパワー運転等の実施基準を広域予備率5%未満に、それぞれ変更
- ・課題①③・暫定対策①について、暫定対策を継続しながら、恒久対策として、より実効性のある市場シグナル（小売事業者の調達量と一般送配電事業者の想定需要の差分を一般送配電事業者の想定需要で割った「過不足率」）について検討。
 - ・課題②④・暫定対策②④について、暫定対策を継続、同時市場の検討状況や2025年度実績を踏まえて、必要に応じて恒久対策を検討。

【訓練の実施】

需給状況が悪化した場合に備え、実務習熟のため、一般送配電事業者の協力のもと、6月12日、11月28日に重負荷期を想定した供給力不足時の融通指示訓練、12月8日にkWh需給ひっ迫時の燃料制約を考慮した融通可能量算出訓練を行った。また、12月11日に広域的な計画停電量算出訓練を行った。

【下げ調整力不足時の対応】

下記一般送配電事業者からの下げ調整力不足時の対応要請に基づき、長周期広域周波数調整を行うため、関係する一般送配電事業者との調整を行い、再生可能エネルギー余剰電力の他エリアへの送電を合計481回行った。

- ① 北海道電力ネットワーク 調整回数10回
- ② 東北電力ネットワーク 調整回数64回
- ③ 東京電力パワーグリッド 調整回数1回
- ④ 中部電力パワーグリッド 調整回数21回
- ⑤ 北陸電力送配電 調整回数10回
- ⑥ 関西電力送配電 調整回数20回
- ⑦ 中国電力ネットワーク 調整回数99回
- ⑧ 四国電力送配電 調整回数99回

⑨ 九州電力送配電 調整回数 157回

【再エネ出力抑制量低減のための更なる取り組み】

2023年5月29日開催の「第46回系統ワーキンググループ」で整理された方針に基づき、長周期広域周波数調整を行う際、受電エリアにおいても、必要に応じて調整電源に加え、非調整電源の出力を抑制して受電可能量を増やす運用を2025年4月より開始し、再生可能エネルギー出力制御の抑制に努めた。

(4) 再生可能エネルギー出力抑制時の検証

【再エネ出力抑制の妥当性の検証】

北海道、東北、中部、北陸、関西、中国、四国、九州及び沖縄（本島）の各エリアの再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の妥当性について事後検証とその結果公表を行い、法令等に則って適切に出力抑制が行われていたことを明らかにした（なお、2025年3月の関西エリア分について2025年8月に一部修正を行った。なお、東京エリアでは2026年3月に初めての出力抑制が行われており、検証については2026年度に行う）。

【検証業務の効率化】

2025年度は、2025年1月23日開催の「第1回次世代電力系統ワーキンググループ」で整理された方針に基づき、2023年度から効率化している九州エリアや、2024年度から効率化している東北、中国、四国エリアと同様に、中部、北陸、関西、及び沖縄（本島）の各エリアについても、四半期の出力抑制を対象に代表日を抽出し検証を行うことで、検証作業を効率化した。

【出力抑制の公平性の検証】

北海道、東北、中部、北陸、関西、中国、四国、九州及び沖縄（本島）の各エリアの2024年度の出力抑制について発電事業者に対して出力抑制があらかじめ定められた手続に沿って公平に行われていたかの検証を行い、その結果を2025年8月に公表した（なお、2023年度の中部エリア分、2023年度の関西エリア分、2022年度及び2023年度の四国エリア分、2023年度の沖縄（本島）エリア分について2025年8月に一部修正を行った）。

2. 次世代電力ネットワークの実現に向けた取組

電力システム全体を束ねる基幹インフラである電力系統においては、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び供給の見通しを踏まえ、脱炭素電源の活用拡大、安定的かつ安価なエネルギー供給に資する取組を先行的かつ計画的に進めることが重要である。

とりわけ、再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代電力ネットワークの実現を目指し、第2次に当たる「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」（2023年3月策定。以下第2次広域系統長期方針という。）に基づく広域系統整備計画の推進、高経年化設備更新の促進、「日本版コネクト&マネージ」など既存系統設備の有効活用や再生可能エネルギーの導入拡大に適したルール整備等に関し、各業務について連携しつつ、以下の取組を実施した。

2-1. 広域系統整備の推進

(1) 第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討の開始

5年に1度見直すこととしている広域系統長期方針について、第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討に着手した。「第7次エネルギー基本計画」（2025年2月閣議決定）や直近の供給計画を踏まえ、また、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性、系統整備に要するリードタイム、同時市場の検討等の環境変化にも配意しつつ、まずは第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望について、第7次エネルギー基本計画で示されたデータセンター等による電力需要変化の見通しなどの状況変化による影響を評価し、見直しの必要性について検討した。

(2) 広域系統整備計画の推進

第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望を踏まえ、電力の広域的取引の拡大や安定供給、再生可能エネルギーの主力電源化に資する広域系統整備計画の策定、計画の着実な推進及び実施段階の計画の検証に関し、以下の取組を実施した。

- ・北海道本州間連系設備（日本海ルート）について、可能な限り早期に広域系統整備計画を策定することを目指し、国や関係者と連携して、計画策定に向けた検討及び技術評価等を着実に行った。
- ・中国九州間連系設備について、実施案の評価等を着実にを行い、2025年10月15日に広域系統整備計画を策定し、整備を開始した。
- ・現在、事業実施段階にある広域系統整備計画（北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、東京中部間連系設備、中部関西間連系線及び中国九州間連系設備）について定期的に工事進捗等を把握するとともに、系統整備に伴う国民負担抑制の観点を含め、広域系統整備の実施段階における工事費等について検証した。
- ・事業者の予見性向上と国民負担の抑制を図ることを目的として、広域系統整備計画の計画策定段階及び計画実施段階等におけるコスト検証の手続きや方法（コスト増額時の扱いを含む）等の明確化を図るなどの具体的な検討を行い、「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」を策定した。

(3) 系統整備に重要となる事業環境整備

本機関が主体となる系統設置交付金、特定系統設置交付金、広域系統整備交付金の交付業務及び値差収益を原資とした貸付業務について、2025年度から事業実施主体等による申請を前提とした本格的な運用に向けたワークフローの整備を行った。

(4) 高経年化設備の更新

「高経年化設備更新ガイドライン」（2021年12月策定）の高度化検討は、リスク量算定対象設備の拡大、リスク量算定の精緻化等の見直しの原案を策定し、広域系統整備委員会での審議を開始した。

また、広域連系系統の高経年化に対しては、第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望と整合性を取りながら、既設連系線等の設備更新を含めた設備形成を円滑に促進する仕組みの検討に着手した。

2-2. 系統利用及び運用の高度化

(1) 地域間連系線等の管理

2026年度以降の連系線運用容量の適切な算出、承認電源の変更申請への対応、系統情報の公表に係る制度変更への対応等として、以下の取組を実施した。

【運用容量等の管理】

- ・ 連系線の運用容量及びマージンの算出、公表並びに2026年2月9日開催の「運用容量検討会」及び「マージン検討会」における地域間連系線の最大限利用に資する観点での検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを算出及び公表した。
- ・ 翌年度以降の関西中国間連系線（中国向き）の熱容量限度値の見直しを行い、運用容量を拡大した。
- ・ 連系線の運用容量設定等に当たり、系統解析ツールによる系統解析を行うとともに、広域系統整備計画に基づく地域間連系線の拡大に対応するため、東北東京間連系線（東京向き）及び中地域交流ループに係る運用容量の算出方法の検討を進め、短期・長期の運用容量の算出に反映した。
- ・ また、中国九州間連系線（九州向き）の緊急時の運用容量拡大について整理を進め、広範囲な停電リスクのない拡大の算出方法を取りまとめ、運用を開始するとともに、2025年12月5日開催の「第9回将来の運用容量等の在り方に関する作業会」にて報告を行った。
- ・ 2025年度から作業停止計画の調整スケジュールを容量停止計画にあわせる運用が始まったことに伴い、運用容量・マージン算出においてもそのスケジュールと整合をとることとし、2025年10月6日開催の「運用容量検討会」及び2025年10月29日開催の「マージン検討会」での審議、及び関連規定の改定を経て、2026年度より運用を開始することとした。
- ・ 阿南紀北直流幹線の漏油障害に伴う運用制約について関係箇所と協議を行い、公表を行った。連系線の稼働率が低下する問題に対し、対策案を取りまとめ、2026年2月16日開催の「第116回調整力及び需給バランス等に関する委員会」にて審議、報告した。

【承認電源、経過措置計画等の管理】

地域間連系線をルールに則って適切に運用するため、承認電源等について事業者から変更申請を受けた1件の変更審査及び定期審査を実施した。また、経過措置計画及び特定負担計画については一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場への入札実績との乖離の有無を毎月監視し、乖離を発生させた事業者に対してはヒアリングで理由を確認するとともに必要な注意喚起を実施した。なお、経過措置期間が2026年3月31日をもって終了となるため、経過措置計画の管理は2025年度末で終了する。

【小売電気事業者のスポット市場依存量の公表】

2025年度から小売電気事業者の調達状況に関する情報（エリア毎の小売電気事業者のスポット市場依存量（調達先未定数量）実績値）の公表を開始した。

（２）作業停止計画等の調整

会員から提出される広域連系系統等の作業停止計画について、太陽光などの再生可能エネルギーの増加による供給構造の変化を踏まえて調整の実施時期等を選定した上で、2025年度の月間計画・計画外・緊急時の作業並びに2026年度及び2027年度分の年間計画の調整及び承認を行った。また、発電事業者側の長期的な予見性確保に資するため、2028年度以降において計画が具体化し、かつ連系線の運用容量に長期間影響を与える件名も併せて公表した。

（３）系統利用の高度化

再生可能エネルギー等の新規電源の早期連系と既存の系統設備を有効活用する仕組みである「日本版コネクト&マネージ」に関する以下の取組を実施した。

- ・ノンファーム型接続電源の増加に伴い、作業時等以外の平常時に発生する可能性のある系統混雑に備え、系統混雑の中長期見通しの精緻化等の検討を行うとともに、系統混雑による供給力や調整力への影響を評価する方法を検討した。中長期見通しにおいては、将来的な可能性についてあらかじめ備えることを目的に、複数の発電単価シナリオにて算出を実施した。
- ・基幹系統及びローカル系統の平常時における系統混雑の発生時に、一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力抑制を行った場合に、業務規程に基づき、送配電等業務指針に照らして、あらかじめ定められた再給電方式（一定の順序）の出力制御順に則って実施されたか妥当性について3件検証し、結果を公表した。
- ・N－1電制の導入による平常時の運用容量の拡大に関連し、N－1故障の発生時に保護継電器による速やかな発電抑制が行われた場合に、業務規程に基づき、送配電等業務指針に照らして、費用精算に関する妥当性について24件検証を実施した。
- ・系統アクセス検討の申込みが急増している系統用蓄電池の更なる導入促進のため、系統用蓄電池の順潮流（充電）側を含めた系統接続及び利用に関するルール整備について検討を進めた。

（４）効率的なアクセス業務

系統連系希望者から本機関に申込みのあった接続検討95件について、系統接続時の負担金や工期等について妥当性の確認を行うとともに、公平な扱いが行われていることを確認し、遅滞なく回答した。

系統アクセスに関する問い合わせ227件について適切に対応した。

また、ローカル系統におけるノンファーム型接続の受付開始を踏まえて、2024年度から運用を開始した「混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス」について円滑な利用のための取組を行った。

(5) グリッドコードの検討

再生可能エネルギー導入拡大時の電力システムの信頼性や経済性を確保するため、系統に接続される電源等が従うべきルールであるグリッドコードを整備することを目的とした「グリッドコード検討会」にて検討審議を行い、以下の対応を実施した。

① フェーズ2 技術要件の整備

導入の急拡大が見込まれる蓄電池などを対象としたフェーズ2 技術要件について、2027年度頃までの要件化に向け検討を進め、4件の技術要件の審議を行い、1件については審議を完了した。

② これまでのグリッドコードの振り返り

早期に要件化が必要だと考えられる技術要件としてグリッドコード検討会で過去に審議を行ったフェーズ1 技術要件については、2023年4月に系統連系技術要件へ適用してから2年程度経過したことから、改めて要件適用後の振り返りを行い、要件化内容の明確化のため系統連系技術要件の一部修正案を提案し了承された。

(6) 災害時連携計画、相互扶助制度

災害の早期仮復旧に係る費用の負担を全国規模で調整する相互扶助制度について、一般送配電事業者からの年次拠出金を受け入れ、各申請案件について審査の上、9件の交付決定及び交付金の交付手続を適正に実施した。また、令和6年能登半島地震に係る申請案件において、「災害等復旧費用の相互扶助運用要領」に基づき、追加申請の期限及び回数を限定しないものとする規定を適用し、柔軟な運用を行った。さらに、2026年度から2030年度までの拠出金総額及び積立基準額について、制度開始以降の災害等扶助交付金の交付実績等を踏まえ検討し、2025年7月2日開催の「第13回運営委員会」の審議を経て、設定を行った。

加えて、災害時連携計画について、各一般送配電事業者から提出を受けた電源車等の資機材保有状況等（別添3別紙及び別添4別紙）について、関係各所と調整の上、更新を行った。

3. 再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進

第7次エネルギー基本計画を踏まえつつ、再エネ特別措置法に基づくFIT制度及びFIP制度や入札制度、太陽光発電パネルの廃棄等費用の積立など、各種積立に係る業務を以下のとおり適正かつ効率的に運用した。

- ・FIT制度及びFIP制度に係る納付金・交付金算定・入札に当たっては、法令・指針・規程類に則り、適正な算定及び情報管理を徹底しつつ、適正かつ効率的な業務運営を行った。さらに、需給近接型太陽光、FIP電源に対する支援強化等の制度改正に適切に対応するため、計算機システムの改修やオペレーションの整備を実施し、改正後の制度において適切な運用を実行した。また、入札業務においては、公正・公平な業務を確保するための厳正な情報管理の下、適正かつ効率的な業務運営を行った。
- ・廃棄等費用積立に係る業務については、新たに開始された長期安定適格太陽光発電事業者向けの優遇制度に対応するため、システムの改修やオペレーションの整備を行い、改正後の制

度での適切な運用を実行した。また、風力発電設備を廃棄等費用積立の対象とする制度改正への対応に向けた体制整備などの検討を進めた。

- ・交付金相当額積立に係る業務に関する実務上の課題について、国及び送配電事業者と調整を行い、適切な運用スキームを確立した。
- ・再生可能エネルギー勘定に係る業務については、再エネ特別措置法、電気事業法に基づき、資金の借入れ・返済、さらに資金運用を適切に実施した。
- ・再生可能エネルギー関連業務に関する多数の事業者からの問合せに的確に回答するとともに、ウェブサイト及びFAQの充実を図り、分かりやすい情報提供を実現した。

4. システムの整備・安定運用

確実かつ効率的な業務遂行を実現する情報システムの整備を進めるため、国の制度改正を踏まえた開発、利用者利便性や業務効率化に資する開発等を計画的に実施した。同時に、経年化しつつあるシステムも含め安定稼働を確実に維持するため、計画的にメンテナンスや運用保守作業を実施した。

また、システムの整備及び更新等における質と効率性を一層向上させるため、CIOアドバイザー等専門家の知見の活用やOCCTO-PMO活動を通じて、システム化範囲の妥当性確認、コスト精査、プロジェクトマネジメント強化、中長期を見据えた計画の全体調整等の取組を進めた。

(1) 広域機関システムの機能追加及び安定運用確保

一般送配電事業者をはじめとする電気事業者や取引所等との安定的なシステム連携の下、全国の系統の増強や効率利用に向けた制度改正に的確に対応し、広域運用を促進するため、広域機関システムの開発や維持管理等を計画的かつ着実に進めた。

- ・2026年度から運用開始される中地域交流ループ化に伴う3供給区域間の運用容量や計画潮流のフェンス管理への変更、需給調整市場における全商品の前日調達化などに対応したシステムの開発・リリースを実施した。
- ・また、2027年度の運用開始を目指し、北海道本州間連系設備の増強への対応を進めた。
- ・現行の広域機関システム（以下「現行システム」という。）の維持管理及び保守においては、正常かつ安定した運用に万全を期すため、将来の現行システムのリプレイス時期も見据えつつ必要最小限のハードウェア保守限界対策として計画的な機器等の更新を進めた。
- ・システム運用については、データ連携等の不具合により、インバランス料金単価等に影響を及ぼす事象が複数発生したことを受け、原因の究明及び対策を実施し業務影響の解消を図るとともに、再発防止に向けた予防的対策を検討実施中。
- ・現行システムのリプレイスについては、当初計画の2030年度末より以降も暫時延命させることを前提に、一般送配電事業者9社が共同で進める次期中給システム更改との協調及び機能分担等の検討・調整を進めた。
- ・なお、現行システムは9社の中央給電システムと連携して広域運用を行っているが、次期中給システムへ接続先を変更する検討に加え、将来の広域機関システムのハード・ソフト

両面の構成見直し及びその実現可能性や安定的移行に係る技術的評価等を進めた。

(2) 容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等

容量市場、再生可能エネルギー関連、需要家の円滑な小売電気事業者の切替え（スイッチング）支援等の業務の適正かつ効率的な運営のため、2025年度は以下の取組を実施した。

- ・ 容量市場システムにおいては、2026年度実需給期間から制度変更となる発動指令電源の調整係数の考慮及び実需給期間の業務の適正かつ効率的な実施のためのシステム開発を進めた。また、長期脱炭素電源オークションで今後必要となるシステム開発を進めた。
- ・ 再生可能エネルギー関連システムにおいては、長期安定適格太陽光発電事業者の廃棄等費用積立の仕組み、需給近接型太陽光やFIP電源に対する支援強化等の制度改正への対応及び適正かつ効率的な業務運営のためのシステム開発を行った。
- ・ OAシステムにおいては、保守限界に伴うリプレースに向け、クラウドサービスの活用や内製化の検討も含めた全体設計、調達及び構築を進めた。
- ・ 上記のほか、スイッチング支援システム、広域予備率Web公表システム、ユニット別発電実績公開システム、会員情報管理システム、人事給与システム、会計システム等についても必要な改良、運用・保守等を計画的に行った。

(3) 情報システムのセキュリティ対策

本機関の情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を一層強化するべく、以下の区分ごとの取組を実施し、重大なセキュリティ事故発生ゼロを維持した。

- ① 技術的対策：外部攻撃対策、内部不正対策、常時監視、セキュリティ統一基準策定等
- ② 物理的対策：セキュリティ区画管理、入退室管理、サーバーラックの施錠と鍵管理等の不正侵入防止対策等
- ③ 人的対策：職員への注意喚起、標的型攻撃メール訓練、セキュリティ自己点検、新規入職職員向けを含む各種研修、セキュリティインシデント発生時の連絡体制の見直し等

5. 事業を支える基盤整備及び組織運営・ガバナンスの強化

電力システムを取り巻く環境変化や制度拡充に対応し、複雑・多様化しつつ拡大する本機関の業務を支えるための基盤整備として、「組織体制についてのアクションプラン」（2021年6月策定）を踏まえつつ、①組織運営やガバナンスの強化、②人材確保や人材育成の強化、③情報収集や発信機能の強化といった「3つの強化」に取り組んだ。

5-1. 組織運営・ガバナンスの強化

(1) 組織体制及び多層的ガバナンスの構造

本機関では、電気事業法等に基づく国の規制や審議会等における議論、国の認可を受けた定款等に基づく総会や理事会、評議員会、委員会等の審議や決議、内部監査等により、多層的にチェックするガバナンスを構築しており、その実効性の一層の向上に努めた。

また、定款等の規定を踏まえた「会費滞納者名の公表」について、2024年度に引き続

き、迅速かつ的確に対応を進め、2025年9月、滞納していた会員5者に対し、数次にわたる督促・催告を経て、滞納者名を公表し、経済産業大臣へ報告した。

加えて、本機関は、昨今の業務の拡大、取り扱う資金の増大を踏まえ、役員の人材確保及び職務執行上のリスクに対する萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結した。当該保険契約により、被保険者（理事長、理事、監事）が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしている。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は填補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。

（２） 予算・財務管理

本機関の運営は、基本的に電気事業者たる会員の会費・特別会費から成り立っており、効率的・効率的な事業運営や予算執行が強く求められていることから、四半期ごとに予算の執行状況及び支出見通しを把握し予算マネジメントを行っている。また、予算策定時には、当該予算の必要性、効率性、優先度などを一層精査するとともに、特別会費を請求する一般送配電事業者のレベニューキャップにおける位置づけや国の審査の考え方も踏まえ、システム予算規模の中期見通し等の情報共有を行い、各方面に必要な説明責任を果たしつつ、計画的な予算確保が円滑かつ確実に措置されるよう取り組んだ。予算執行時・調達時には、入札を原則とした適切な方法を選択し、情報管理・コンプライアンスの他、必要な透明性を確保することに関して役職員向け研修を行うなど、適正な執行及び経費節減に向けた取組を行った。

また、2024年度決算からは、外部監査も取り入れ、一般に構成妥当と認められる企業会計基準に準拠した適正表示との評価を受けた財務諸表等を、事業報告書とともに公表し、透明性を確保した。

加えて、「金利のある世界」に移行しつつある今、①余裕金の運用面では、引合い先を地銀等に拡大して、利息確保を図ったほか、②資金調達面ではシンジケート借入による参加行数の拡大により、利息低減を図った。

（３） 監査・モニタリング

監査室が行う内部監査では、本機関の業務が、関係する法令及び諸規程等に則り適正、中立及び公平に行われているかについて、業務実施、財務報告、文書管理、情報管理及び情報セキュリティ等の観点から監査を実施した。

特に、財務報告については、会計規程等に基づき、FIT・FIP制度及び容量市場等における多額の資金を扱う業務に係る資金取引の内部統制が確実に実施されているか、また、その会計処理及び資金管理等の業務の適正性のモニタリングに重点を置いて監査を実施した。

情報セキュリティについては、第三者の専門性を活用した外部委託による監査を実施したほか、役職員に対する教育及び訓練等による内部モニタリングを併せて実施した。

また、監事監査、監査室による内部監査及び監査法人による会計監査が相互に連携する体制を築き、ガバナンスの実効性を一層高めた。このほか、内部通報制度等について適切に運

用した。

5－2．人材確保・人材育成の強化

本機関の業務の拡大、複雑・多様化により、プロパー職員、出向者を問わず、様々な高いスキルを持つ職員の確保が一層求められている。

広く関連分野から実務経験や専門知識を有する職員を出向で受け入れる一方、公益最大化を追求する中立専門機関としての組織の使命、業務の継続性、個社情報を扱う部署の存在を踏まえても、プロパー職員の質的・量的な確保・育成は最優先課題と考え、2025年度も採用活動を強化し29名（新卒8名、中途21名）を採用した。特に新卒採用活動においては、売り手市場において知名度、処遇等の課題もあり採用の難度が増す中で、説明会の回数増、就活セミナー参加、初の1週間のインターンシップを開催等、積極的に展開した。

職員の育成に関しては、採用時研修、新卒者向け研修、現場視察、国の電力部署着任者との合同研修、職員の成長に合わせた階層別研修等を実施した。月に2回程度、全職員が参加可能な自主的勉強会もテーマを変えつつ継続的に開催している。

また職員の採用、定着にも資する福利厚生施策として、2025年度から、職員の健康、子育て、自己啓発等を支援すべくカフェテリアプランを導入した。

2025年5月28日開催の第7回電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループでの審議を受けて、同年12月24日開催の第14回運営委員会において、処遇の見直しに関し、メリハリを前提に必ずしも国準拠水準にとらわれず、人材確保のために必要な給与水準を確保していく方針が示された。これを受け、2026年度以降、少なくとも電力会社同等／以上に向けて段階的に実現していくことを目指し検討を開始するとともに、2025年度においては、人事院勧告を参照して足下必要な給与改善を実施した。

5－3．情報収集・発信機能の強化

本機関の設立から10年が経過し、事業拡張などに伴い増改築を繰り返していたウェブサイトについて、リニューアルを実施した（2025年11月）。セキュリティ強化、内製化とともに情報発信力アップのため、コンテンツ再構築、階層構造の整理などユーザビリティ（利用者の利便性）向上を図った（ユーザー数：約6万人／月、閲覧数：約40万／月、と多くの方に閲覧いただいている）。また、新コンテンツ（採用サイト、設立10年の軌跡と未来）についても12月にリリースし、情報発信を進めた。

ウェブサイトでは、本機関の総会、理事会、評議員会や関係している各種委員会等の資料、議事録などを、引き続き適切に公開、一般向け情報や会員向け情報を積極的に発信した（新着情報630件、月平均で50件以上）。

報道対応では、取材、問合せ等（180件）に丁寧かつ臨機に対応するとともに、本機関からの能動的広報の取組として、「容量市場、（長期脱炭素電源オークション）」「将来の電力需給シナリオ」「全国及び供給区域ごとの電力の需要想定」などステークホルダーの関心が高い案件について説明・勉強会等を実施（14回）した結果、多くの事業理解・報道につながった。

さらに一般送配電事業者との広報連携強化を進めるため、中部、東北、関西、九州エリアの

報道機関へ、広域需給運用をはじめとした本機関の事業に係る勉強会を実施し、全国各地での情報発信、理解醸成に努めた。

年次報告書について、電力需給や電力系統の状況等に関し、本機関が収集した情報及び会員から提供される情報に必要な分析を加え、取りまとめて公表した。具体的には、業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務実績、翌年度及び中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、予備力及び調整力の評価並びに検証等に関する報告書を作成し公表した。また、各報告書に収録されたデータを分析に活用することができるよう、データ集として併せて整理しウェブサイトに掲載した。

海外関連機関との技術懇談や、欧州・アジア各国から本機関への視察の受け入れを15件実施した。また、6月にマレーシアで開催されたクリーンエネルギー大臣会合（CEM）の関連会合において日本の連系線増強に向けた取り組みをベストプラクティスとして紹介し、国際エネルギー機関（IEA）が9月に開催した電力セキュリティ諮問上級者会議において、日本のエネルギートランジションを紹介するなど、海外機関への情報発信と関連機関との情報交流を行なった。

調査及び研究については、本機関の業務に関連する海外の知見を活用し、国内の制度設計等における議論へ有効活用するべく、本機関の委員会や検討会における審議の内容について知見を反映させ、的確に情報発信・共有した。

5-4. その他必要な取組

（1）災害等への対応

平常時において、災害等の緊急時における初動対応に係る体制を整備するとともに、総合防災訓練や、事業継続計画に基づき優先継続業務を遂行するべく西日本に構築したバックアップ運用拠点において、本機関職員が到着するまでの系統監視等の業務委託先である事業者に対する実技訓練を実施する等、災害対応力の更なる強化及び実効性向上に向けた必要な準備を進めた。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく指定公共機関であることを踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務計画について、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定等を踏まえた一部変更を行うとともに、国が開催する各種研修会に参加し、情報収集を行う等、不測の事態に備えた。

（2）苦情又は相談の対応及び紛争解決等

① 苦情相談及びあっせん・調停への対応

2025年度は、送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を9件受け付けた。2024年度からの継続案件2件を含め、計10件の対応を終了している。また、あっせん・調停手続きについては、1件の申請を受理した。

② 苦情相談の対応状況の公表

2024年度及び2025年度上期における苦情・相談対応の実施状況について、その

内容を取りまとめ公表した。

③ 勧告及び制裁の実施

会員による容量拠出金の滞納に対し、1件の勧告および1件の制裁を行った。加えて、経済的ペナルティの滞納に対しても、1件の勧告を実施した。

(3) 送配電等業務指針等の規程類の整備

2025年度は、定款の改正を1回（認可日：2025年3月26日）、業務規程の改正を2回（認可日：2025年3月26日、2025年7月22日）、送配電等業務指針の改正を2回（認可日：2025年3月26日、2025年7月22日）実施した。また、2026年4月施行に向け、2026年3月6日に業務規程及び送配電等業務指針の認可申請を行った（認可日：2026年3月31日）。主たる改正内容は、以下のとおりである。

① 連系線のマージン又は運用容量拡大分の使用に関する改正

需給状況を改善するためエリア間の電力融通を本機関が指示するに当たり、連系線の空容量には余裕があっても、地内系統の混雑の影響により空容量の使用を制限する必要が生じ、当該連系線を通じた融通量に制約が生じた事象が発生していることから、空容量の不足する別の連系線のマージン又は拡大した運用容量を使用した電気の供給を指示又は要請できることを、本機関の業務規程において明記した。当該改正に伴う業務規程の変更については、2025年7月22日に経済産業大臣から認可を受けた（2025年8月1日から施行）。

② 運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する改正

容量停止計画や作業停止計画と一体的に調整を行うために、運用容量及びマージンの算出のスケジュールを、2026年度以降、2月末から1月末へ前倒しすることとした。当該改正に伴う業務規程の変更については、2026年3月6日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

③ 連系線利用登録に関する経過措置の終了に伴う改正

2018年10月に連系線利用ルールを先着優先から間接オークションへ変更したことを踏まえ、長期連系線利用計画を対象として経過措置計画の管理に関し規定していたが、経過措置期間が終了となることから、当該規定を削除することとした。当該改正に伴う業務規程及び送配電等業務指針の変更については、2026年3月6日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

参考 電気事業法第二十八条の四十に位置づけられた本機関の業務との対照表

電気事業法 第六目 業務（業務）	2025年度事業報告での記載箇所
第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。	—
一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。	1－4.（2）会員の需給状況に関する監視・管理
二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。	1－4.（3）需給状況が悪化した場合等の会員への指示等
三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。	5－4.（3）送配電等業務指針等の規程類の整備
四 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。	1－1.（1）供給計画を通じた需給管理
四の二 第三十三条の二第三項の規定による検討及び送付を行うこと。	2－2.（6）災害時連携計画、相互扶助制度
五 入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。	1－2.（1）容量市場、長期脱炭素オークション、（2）予備電源制度（電源入札等）の検討・実施
五の二 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。	2－1.（3）系統整備に重要となる事業環境整備
五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。	2－1.（3）系統整備に重要となる事業環境整備
五の四 前二号に掲げる業務（第二十八条の四十八第一項、第二十八条の五十四第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、同項に規定する広域系統整備計画を策定すること。	2－1.（1）第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討の開始、（2）広域系統整備計画の推進
六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。	5－4.（2）苦情又は相談の対応及び紛争解決
七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。	5－4.（2）苦情又は相談の対応及び紛争解決
八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。	1－4.（1）夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認、（4）再生可能エネルギー出力抑制時の検証

	2－1．（４）高経年化設備の更新 2－2．（１）地域間連系線等の管理、（２）作業停止計画等の調整、（３）系統利用の高度化、（４）効率的なアクセス業務、（５）グリッドコードの検討
八の二 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第二十八条第二項（再生可能エネルギー電気特措法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による交付金の交付、再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定による徴収並びに再生可能エネルギー電気特措法第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。	3．再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進
八の三 再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十九の規定による交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理を行うこと。	3．再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進
九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	4．システムの整備・安定運用 5－1．（１）組織体制及び多層的ガバナンスの構造、（２）予算・財務管理、（３）監査・モニタリング 5－2．人材確保・人材育成の強化 5－3．情報収集・発信機能の強化 5－4．（１）災害等への対応
十 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。	1－1．（２）将来の需給管理の複数シナリオの検討 1－3．（１）必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討、（２）需給調整市場の検討、（３）同時市場の検討 1－4．（１）夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認 4．（２）容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等、（３）情報システムのセキュリティ対策
2 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。	—
一 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。	2－2．（６）災害時連携計画、相互扶助制度

二 再生可能エネルギー電気特措法第七条第十項の規定による入札を実施すること。	3. 再生可能エネルギーの導入及び 系統運用・電力市場への統合の促進
3 推進機関は、前二項に規定する業務の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策の内容について配慮しなければならない。	—

Ⅲ. 総会、理事会、評議員会等の開催状況

2025年度の総会、理事会、評議員会及びその他各種委員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催状況

計3回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

2. 理事会の開催状況

計56回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計4回開催し、都度、議案及び議事録を公表した。

4. その他各種委員会の開催状況

- ・運営委員会 2回
- ・広域系統整備委員会 11回
 - ・計画評価及び検証小委員会 8回
- ・調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 10回
 - ・需給調整市場検討小委員会 6回
 - ・調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会 7回
 - ・将来の運用容量等の在り方に関する作業会 3回
- ・容量市場の在り方等に関する検討会 10回
- ・グリッドコード検討会 3回
- ・将来の電力需給シナリオに関する検討会 4回
- ・運用容量検討会 6回
- ・マージン検討会 4回
- ・スイッチング支援に関する実務者会議 2回
- ・同時市場の在り方等に関する検討会（資源エネルギー庁と共催）8回
 - ・同時市場における電源起動・出力配分ロジックの技術検証会 6回